

議員発第 13 号

茨木市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月25日提出

提出者 茨木市議會議員

河 本 光 宏

岩 本 守

浜 守 紋

畠 中 剛

福 丸 孝 之

青 木 順 子

安 孫 子 浩 子

茨木市議會議長

友 次 通 売 様

茨木市条例第　　号

茨木市議会基本条例の一部を改正する条例

茨木市議会基本条例（平成24年茨木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「議会報告会を開催するものとする」を「市民との交流の場を設ける」に改める。

第20条中「必要があると認めるときは」を「議員の任期中に」に改める。

附　則

この条例は、令和3年1月31日から施行する。